

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり） 第一条から第二十二條まで（現行のとおり） （特別地域内の行為の許可基準） 第二十三條（現行のとおり） 一（現行のとおり） 二（現行のとおり） イ（現行のとおり） ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1)から(4)まで（現行のとおり） 三から六まで（現行のとおり） 2から26まで（現行のとおり） 第二十四條（現行のとおり） （特別区地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十五條 条例第十二條第六項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一から十一まで（現行のとおり） 十二 文化財保護法第十五條第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。 十三から五十三まで（現行のとおり） 五十四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二條第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四</p>	<p>目次（略） 第一条から第二十二條まで（略） （特別地域内の行為の許可基準） 第二十三條（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七十條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1)から(4)まで（略） 三から六まで（略） 2から26まで（略） 第二十四條（略） （特別区地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十五條 条例第十二條第六項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一から十一まで（略） 十二 文化財保護法第七十二條第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。 十三から五十三まで（略） 五十四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二條第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四</p>
---	---

条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合に於ける高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

五十五から七十一まで（現行のとおり）

七十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

七十三（現行のとおり）

条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合に於ける高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

五十五から七十一まで（略）

七十二（略）

第二十六条及び第二十七条（現行のとおり）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第二十八条（現行のとおり）

一から九まで（現行のとおり）

十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一から十五まで（現行のとおり）

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜

その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、

若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置

し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更す

ること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行

われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成す

る次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の

三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限

る。以下この号において「工作物の新築等」という。）

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施

期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に

通知する旨

十七（現行のとおり）

第二十九条から第四十九条まで（現行のとおり）

（占用の期間）

第五十条（現行のとおり）

一 都市公園法第七条第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第

十二条第一号から第五号まで並びに第五十二条第一号に掲げるもの

十年

二 都市公園法第七条第四号及び都市公園法施行令第十二条第六号並

びに第五十二条第二号に掲げるもの 三年

第二十六条及び第二十七条（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第二十八条（略）

一から九まで（略）

十 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一から十五まで（略）

十六（略）

第二十九条から第四十九条まで（略）

（占用の期間）

第五十条（略）

一 都市公園法第七条第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第

十二条第一号から第五号まで並びに第四十五条第一号に掲げるもの

十年

二 都市公園法第七条第四号及び都市公園法施行令第十二条第六号並

びに第四十五条第二号に掲げるもの 三年

- 三 (現行のとおり)
- 四 都市公園法第七条第五号及び都市公園法施行令第十二条第九号並びに第五十二号第三号に掲げるもの 六月
- 五 (現行のとおり)
- 第五十一条から第六十九条まで (現行のとおり)
- 別表第一及び別表第二 (現行のとおり)
- 別表第三(第四十六号関係)
- 一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	一平方メートル一月	六円
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十六円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十一円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十五円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	五円
東京都立多幸湾公園	一平方メートル一月	二円
名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	二千六百元
東京都立八丈植物公園売店	一月	八千八百円

- 三 (略)
- 四 都市公園法第七条第五号及び都市公園法施行令第十二条第九号並びに第四十五号第三号に掲げるもの 六月
- 五 (略)
- 第五十一条から第六十九条まで (略)
- 別表第一及び別表第二 (略)
- 別表第三(第四十六号関係)
- 一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	一平方メートル一月	六円
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十六円
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十五円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十六円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	五円
東京都立多幸湾公園	一平方メートル一月	二円
名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	二千六百元
東京都立八丈植物公園売店	一月	九千百円

別表第四（第五十六条関係）

電柱 標識	水道管、 下水道管、 ガス管	種別			単位	占用料				
		本柱、支柱、支線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		外径一メートル以上のもの	市	町村		
一本一月	一月	一月	一月	一月	七十四円	十八円	九十三円	四円	三円	四円
一本一月	一月	一月	一月	一月	百四円	十八円	九十三円	四円	三円	四円
地下電線	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	一月	十八円	九十三円	四円	三円	四円
電線	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	一月	十八円	九十三円	四円	三円	四円

別表第四（第五十六条関係）

電柱 標識	水道管、 下水道管、 ガス管	種別			単位	占用料				
		本柱、支柱、支線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		外径一メートル以上のもの	市	町村		
一本一月	一月	一月	一月	一月	七十二円	十八円	九十一円	四円	三円	四円
一本一月	一月	一月	一月	一月	百一円	十八円	九十一円	四円	三円	四円
地下電線	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	一月	十八円	九十一円	四円	三円	四円
電線	電線	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	一月	十八円	九十一円	四円	三円	四円

鉄塔	一平方メートル トル一月	九十三円	四円
変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	九十三円	四円
郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所一月	三十七円	一円
公衆電話所	一箇所一月	九十三円	四円
地下の占用物件	地上露出部 一平方メートル トル一月	九十三円	四円
	地下部分 四十六円	四十六円	二円
高架の占用物件	一平方メートル トル一月	四十六円	二円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル トル一月	九十三円	四円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	七百四十四円	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影 一時間		十一円
	映画、テレビ及びビデオの撮影 千六百六十二円		
その他の占用	競技会、集会等 一平方メートル トル一日	三円	一円
	その他の場合 三円	三円	一円

付記 (現行のとおり)
別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

鉄塔	一平方メートル トル一月	九十一円	四円
変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	九十一円	四円
郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所一月	三十六円	一円
公衆電話所	一箇所一月	九十一円	四円
地下の占用物件	地上露出部 一平方メートル トル一月	九十一円	四円
	地下部分 四十五円	四十五円	二円
高架の占用物件	一平方メートル トル一月	四十五円	二円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル トル一月	九十一円	四円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台 一月	七百二十八円	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影 一時間		十一円
	映画、テレビ及びビデオの撮影 千百三十七円		
その他の占用	競技会、集会等 一平方メートル トル一日	三円	一円
	その他の場合 三円	三円	一円

付記 (略)
別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)